資料１－３

国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可について

１　国際ボランティア貯金に係る配分団体等の概要等

(1) 配分原資の状況等

	19年度下期	（参考）19年度上期
①　寄附金発生額	13億1,148万円	10億5,058万円
②　前年度からの寄附金繰越額	6億　688万円	2,450万円
③　必要経費控除額（特に要した費用（注１））	113万円	222万円
④　配分原資（①＋②－③）	19億1,723万円	10億7,286万円
⑤　配分金額	4億9,949万円	4億7,870万円
⑥　必要経費控除予定額（特に要する費用（注２））	839万円	454万円
⑦　配分保留額（④－⑤－⑥）	14億　934万円	5億8,962万円

注：計数は、切捨ての関係で一致しない場合がある。

注１：寄附の委託の勧奨等のための費用
注２：配分金の使途の監査等のための費用
（ただし、①の額の1.5%（1,967万円）が法定上限額（法第４条第２項））

(2) 配分の概要等

①　配分団体等の概要

		19年度下期	（参考）19年度上期
申　請	団体数	81団体	99団体
	事業数	102事業	123事業
	金　額	6億9,536万円	6億9,884万円
配　分	団体数	74団体	81団体
	事業数	94事業	103事業
	金　額	4億9,949万円	4億7,870万円

※配分団体（74団体）のうち、新規配分は４団体（申請６団体）

②　配分内訳

［地域別内訳］

アジア	１６か国	８２事業	４億５，２７７万円（90.7%）
アフリカ	５か国	５事業	２，０６６万円（4.1%）
中近東	２か国	３事業	１，５６１万円（3.1%）
中南米	２か国	３事業	６８１万円（1.4%）
欧　州	１か国	１事業	３６４万円（0.7%）
［計］	２６か国	９４事業	４億９，９４９万円(100.0%)

［［主たる援助対象者からみた分類］

・子どものため	２３事業	１億３，２５９万円
・農民の自立のため	１７事業	７，２４４万円
・女性の自立のため	７事業	４，５９７万円
・難民のため	３事業	１，６０２万円
・災害による被災民（難民関係を除く）の自立のため	２事業	３１９万円
・その他、住民一般を対象	４２事業	２億２，９２８万円
［計］	９４事業	４億９，９４９万円

［主たる援助分野からみた分類］

・医療・衛生	３１事業	１億６，６７７万円
・教育	１８事業	１億　１２４万円
・職業訓練・技術指導	１５事業	６，２７５万円
・農業指導等農村開発	１４事業	５，９３３万円
・生活改善一般	１０事業	６，３５３万円
・環境保全	６事業	４，５８７万円
［計］	９４事業	４億９，９４９万円

(3) 配分団体が守らなければならない事項の概要

①配分金の使途の制限	・　配分金は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という）が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならない
②実施計画の変更等	・　実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない ・　やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならない
③配分金の経理等	・　配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない ・　援助事業が終了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならない
④配分金に係るものであることの表示等	・　配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならない
⑤完了報告	・　配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならない
⑥その他	・　不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならない

２　配分審査結果

認可申請された平成 19 年度下期の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項は、その内容が、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）の規定に適合していること等から、これらを認可することが適当と認められる。